



<p>会議における議事の経過及び発言の要旨</p>	<p>1. 開会  2. 会長あいさつ  3. 報告事項  (1) 令和3年度地域支援事業決算について(資料1)  (事務局より説明)  地域支援事業費全体といたしまして、令和3年度の計画値8億7831万7000円に対し、実績値は7億2335万9993円、実績率82.4%となり、1億5495万7007円の乖離がございました。  事業別に計画値と実績値の差が大きいものについて、その要因等を説明させていただきます。  まず、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスで1960万8714円、通所型サービスで7621万766円、介護予防ケアマネジメント事業で1167万7817円の乖離がございました。これについては、新型コロナウイルス感染症の影響により給付額が平成30年度利用実績まで完全に戻っておらず、特に通所型サービスの利用給付額の低下が著しかったことによるものと思われまます。訪問型サービスは戻りつつありますが、通所型サービスについては、令和3年度実績も減少中で戻り基調に入っていないような状況となっております。  次に、実績率で差が大きいものに高額介護予防サービス費相当事業と高額医療合算介護予防サービス費相当事業がございました。実績率がそれぞれ35.2%、37.2%と低い数字となっております。これについても、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度の介護予防サービス利用減からくるものと考えております。  最後に、包括的支援事業の中で、総合相談支援事業23.2%、権利擁護事業8.3%が低い実績率となっております。これについても、新型コロナウイルス感染症の影響があり、特に権利擁護事業では、権利擁護講演会等の開催を中止し、講師依頼やチラシ、パンフレット、消耗品等の用意を見送ったことによるものでございます。</p> <p>(2) 介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防サービス計画作成業務の委託状況について(資料2-1、-2)  (事務局より説明)  本市においては、公平性の観点から様々な居宅介護支援事業所へ委託しており、同委託率およそ80%としているところでございます。  まず、地域包括支援センター北・三郷ですが、5事業所と追加契約し、計41事業所と委託契約を締結いたしました。  地域包括支援センター南・茂呂は4事業所と追加契約し、計41事業所と委託契約を締結いたしました。  地域包括支援センター殖蓮は3事業所と追加契約し、計45事業所と委託契約を締結いたしました。  地域包括支援センター宮郷は6事業所と追加契約し、計41事業所と委託契約を締結いたしました。  地域包括支援センター名和は5事業所と追加契約し、計29事業所と委託契約を締結いたしました。  地域包括支援センター豊受は5事業所と追加契約し、計33事業所と委託契約を締結いたしました。  地域包括支援センター赤堀は4事業所と追加契約し、計25事業所と委託契約を締結いたしました。  地域包括支援センター東は2事業所と追加契約し、計33事業所と委託契約を締結いたしました。  最後に地域包括支援センター境は2事業所と追加契約し、計37事業所と</p>
---------------------------	---

委託契約を締結いたしました。

9圏域を合計しますと36事業所と追加契約し、計325事業所と委託契約を締結しております。今年度契約している居宅介護支援事業所数は、市内61事業所と市外30事業所の計91事業所となっております。

(会長)

ただいまの説明について、ご質問がございますか。

(委員)

まず、資料1の説明のところで予防的な訪問や通所介護の利用率が低下したことによって、要介護状態の人が増えてしまう懸念があります。要介護状態の人、要介護の認定等も含めての増減に関して実態の把握をしていれば教えてください。

(事務局)

令和3年度3月末現在の要介護認定の認定者数は、要支援の方が前年度と比べて100人ほど減っている状況がございます。要介護の方も100名ほど減っている状況です。

(委員)

やはりコロナ禍でなかなか利用率が上がらないこともあろうかと思いますが、要介護状態にならないための予防的観点からすると、ウィズコロナということで啓発活動とかもやっていかななくてはならないと思いますのでよろしくお願いします。

次に、資料2-1のところの令和3年度の委託率に関して、何を分母に計算してこの数値になるのか教えてください。

(事務局)

直近のデータで回答させていただきます。

北・三郷は、サービス利用している方が217人おり、そのうち北・三郷でケアマネジメントをしている方が45人、委託している方が172人で委託率79.3%となります。

南・茂呂は、全体が180人、南・茂呂で24人、委託が156人で委託率86.7%。

殖蓮は、全体が164人、殖蓮で9人、委託が155人で94.5%。

宮郷は、全体が156人、宮郷が7人、委託が149人で委託率95.5%。

名和は、全体が96人、名和が19人、委託が77人で委託率80.2%。

豊受は、全体が125人、豊受が12人、委託が113人で委託率90.4%。

赤堀は、全体が115人、赤堀が29人、委託が86人で委託率74.8%。

東は、全体が111人、東が18人、委託が93人で委託率83.8%。

境は、全体で227人、境が44人、委託が183人で委託率80.6%。

合計しますと、市全体で1396人、各地域包括支援センターで担当している方が207人、委託している方が1189人で委託率85.2%となります。

(会長)

他にご質問がないようですので、次に進めさせていただきます。

#### 4. 議事

(1) 令和5年度地域包括支援センター運営方針（案）について（資料3-1、-2）

(事務局より説明)

資料3-2は令和5年度の運営方針の変更部分を示した新旧対照表となっております。変更部分は、3ページ目の下段にある介護予防普及啓発事業の④介護予防講座の部分です。現在行っている介護予防講座は脳若トレーニング講座のみでございますが、今後より多彩な介護予防講座を展開したいと考えております。この表記のままですと、脳若トレーニング

講座のみの限定的な意味合いになってしまいますので、この部分を削るものです。

また、今年4月から個人情報の保護に関する法律に改正があるとの情報が入りました。3ページ中程の個人情報の保護、この部分に今後修正が生じるかと思われます。現時点では情報までですが、ご承知おきください。その他の箇所については、文言等の整理修正を行ったものでございます。

説明は以上となります。ご協議のほどよろしくお願いします。

(会長)

ただいまの説明について、ご質問がございますか。

(委員)

今の個人情報のところに関して、伊勢崎市個人情報保護条例及び伊勢崎市個人情報取扱特記事項を遵守すると書いてあります。伊勢崎市の個人情報の条例が変わればそのまま反映されるはずなので、ここで何かが変わることはないと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

法律改正に伴いまして、伊勢崎市の条例が改正され名称そのものが廃止されると聞いております。どのように引用するかという点を確認して改めて修正させていただきたいと思っております。

(委員)

伊勢崎市地域包括支援センター運営方針ということに関して、特に説明がありませんでしたが、令和5年4月からのこの運営方針に関して、特別変わったところや追加されたところがないという理解でよろしいですか。

(事務局)

おっしゃる通りです。

(会長)

他にご質問がないようですので、議事の(1)令和5年度地域包括支援センター運営方針(案)についてご承認をくださる方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

拍手多数により承認されました。

(2) 地域包括支援センター業務における日常生活圏域設定(案)について(資料4-1、-2、-3)

(事務局より説明)

今回は、令和7年度から令和9年度の3年間についての日常生活圏域を協議していただきたいと思います。資料4-1をご覧ください。国が定める高齢者人口の基準についてですが、この部分は地域包括支援センターの人員配置の基準です。センターの担当圏域における第1号被保険者数が、おおむね3000人以上6000人未満ごとに置くべき常勤専従の職員数は、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人とされております。

資料4-2をご覧ください。こちらは、令和4年4月1日の市内9圏域の総人口と高齢者人口、高齢化率でございます。圏域別にご覧いただきたいと思いますが、北・三郷圏域を合わせて高齢者人口が6916人です。南・茂呂圏域を合わせて6053人。殖蓮圏域が6101人。宮郷圏域が5396人。名和圏域が4536人。豊受圏域が5327人。赤堀圏域が5062人。東圏域が5806人。境圏域が8977人となっております。合計の高齢者人口は5万4174人です。

続いて資料の4-3をご覧ください。こちらは、県内旧5市の地域包括支援センター一覧でございます。

一番上の前橋市ですが、12ヶ所の地域包括支援センターを設置してい

ます。比較的一つ一つの規模が大きいセンターとなっております。一番大きい前橋市地域包括支援センター東部は、高齢者人口1万1202人をカバーしており、8人で体制をとっております。

高崎市は、市内に31ヶ所のセンターを設置しております。一つ一つが小さめで、高齢者あんしんセンターくらぶちにおいては、高齢者人口1519人に対し、職員体制は3職種の3人体制で行っているようです。

伊勢崎市は太田市と同じような体制で、高齢者人口4000人台から8000人台に対して、職員を3人から5人配置しております。

資料4-1の2をご覧ください。本市では日常生活圏域の設定が求められた平成18年に市内5圏域としてスタートしました。平成28年度から従来の地域の繋がりや人口規模等を考慮して、5圏域から9圏域に細分化し、地域の特性に応じたきめ細かな支援体制を構築してきました。その後現在に至るまで、人口規模や地理的日常的な繋がり等に大きな社会的変化は見られないことから、事務局案として令和7年度から令和9年度の3年間に於いて、引き続き9圏域を維持していくことを提案いたします。

なお、南・茂呂圏域については、令和7年度から市直営型から委託による運営に変更となる予定です。

説明は以上となります。ご協議のほどよろしく申し上げます。

(委員)

なぜ今この話が議事として出されたのか説明していただけますか。

(事務局)

来年度には、第9期の高齢者保健福祉計画を策定してまいります。そこに日常生活圏域に関する内容がございますので、改めて日常生活圏域設定について、承認をいただければと考えております。

(委員)

計画に先立ってということで、委託するのが令和7年度となると、委託先の事業所を決めるのは令和6年度となるわけですね。それで令和5年度に向けた今決めるということは、やはり先ほど説明があった計画に基づくためのものとそれに付随して令和7年度からの委託を同じ圏域で実施したいという、そういう考え方ですか。

(事務局)

おっしゃる通りです。

(委員)

資料4-2と4-3を説明いただきました。これが適正かどうかはなかなか難しいところかと思いますが、前橋と高崎が極端に大型のところと31ヶ所に分けてやっている中で、実際メリットやデメリットみたいな情報があれば教えてください。例えば、伊勢崎の場合に高齢化率が高いのが境地区です。当然その分の人材も手当てしていますが、そういうところを2ヶ所に増やすといった考え方もあります。県の情報としてでも結構ですのでよろしく申し上げます。

(事務局)

前橋市と高崎市のそれぞれの考え方が出ている形になります。前橋市としては、少し大きめの形が動きやすいとのこと。高齢者人口で6000人から1万人くらいの地域を一塊として、職員を5人から8人配置して運営する形がやりやすいという考え方のようです。高崎市については、細かく分けてきめ細かなやり方を重視していると伺っています。

(委員)

地域に住んでいる高齢者からすると、細やかであった方が身近なところで相談しやすいというのは当然あると思います。集約的に様々な統計を取ったりするには数が少ない方がいいに決まっていますが、伊勢崎の場合は当分の間この9圏域で行うとすると、赤堀や東は非常にまだ若い世

代ですけれど、他の圏域はますます高齢化が進んでくると思うのでそういう点も含めて今後検討していただいた方がよろしいかと思いました。

(委員)

私は前橋市地域包括支援センター中央東という委託のセンターに所属しております。前橋と高崎のセンターの違いというのは、前橋の成り立ちからお話し申し上げますと、平成18年の地域包括支援センターを立ち上げた際に、出向という形で各法人から1名ずつ前橋の中央に集結したところから始まりました。平成21年からそれぞれのところに委託に出し、現在12のセンターでやっていますが、それまでの15年間の流れで実はセンターを委託に出して終わりではなく、中央を交えた前橋市全体の地域包括支援センターで部会がございます。部会は、ケアマネ支援部会、地域連携支援部会、医療と介護の支援部会、スキルアップ部会があり、1週間に1回必ずどこかで集まり、継続して共同していく流れが確立しています。その上に管理者会議というものがあり、どこの地域で高齢者支援をしても同じスキルで同じサービスが提供できるような流れになっていますので、これは特色が違いすぎるので比較にはならないかと思います。

この方法をとっているのはおそらく県内で前橋だけだと思いますが、その路線で伊勢崎市がどういった形を目指して、全て委託に出すのであれば、どういう方向でやっていくのかというところが少し見えてくると説得力に繋がるように思いました。

(会長)

今ご意見があったように、現在は市役所内に南・茂呂があるけれども、この9圏域全部委託になると、今後はその指導的な立場となるような調整会議といったものも検討していくと同じレベルでセンターの運営ができていくように感じますのでよろしくお願いいたします。

(委員)

南・茂呂圏域を委託にする話の経緯の中で、地域特性に合わせた支援をそれぞれで行うことが重要ということだったかと思います。つまりは、当初から市役所内の地域包括支援センターで基幹型と南・茂呂圏域を担っていることとの整合性を図るために南・茂呂圏域を委託にし、基幹型が市役所内の地域包括支援センターに残って取りまとめをしていくという考え方だと思っていましたが違うのでしょうか。その辺のビジョンは、委託の話が出始めたときからしっかりとできていたような気がしますが、いかがでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通り、昨年度そのような説明をさせていただいております。現在でも、9圏域のセンター長会議を毎月開催して情報交換等はさせていただいております。委託に関しても、様々な地域資源、地域特性がありますので、委託先でやっていただきながら、市でまとめて市全体のレベルも整えていきたいと考えております。

(会長)

他にご質問がないようですので、議事(2)地域包括支援センター業務における日常生活圏域設定(案)について、ご承認くださる方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

拍手多数により承認されました。

#### 5. その他

事務局より、次回の運営協議会について、本年3月中旬の開催を予定していることを説明。

#### 6. 閉会

